



令和6年度水田活用の直接支払交付金について



担い手農家の経営の安定化や、麦・大豆などの戦略作物の本作化を進め水田のフル活用を図るために、農林水産省が実施している、水田の直接支払い交付金制度のポイントについて紹介します。

【対策のポイント】

食料自給率・自給力の向上に資する麦・大豆・米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

【事業の概要】

戦略作物助成

水田を活用して、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

<交付対象水田>

- ・湛水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外。
 - ・5年間で一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
 - ・水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。
- ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

※1: 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

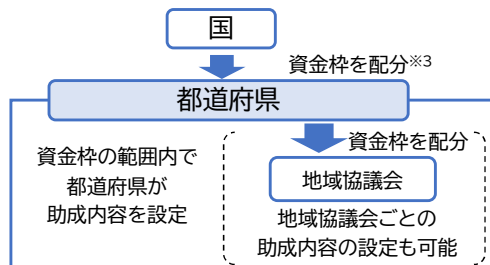
※2: 飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a(5.5～9.5万円/10a)

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

- 当年産の以下の取組に応じて追加配分。



取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4 (3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分)	1万円/10a

※3: 作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4: コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援します。

コメ新市場開拓等促進事業

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。(予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定)

畑地化促進事業

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。
(令和5年度補正予算と併せて実施)

① 畑地化支援※5

14.0万円/10a

※5: 対象作物は、畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)及び高収益作物(野菜、果樹、花き等)

② 定着促進支援※5 (①とセット)

2万円(3万円※6)/10a×5年間 または 10万円(15万円※6)/10a(一括)

※6: 加工・業務用野菜等の場合

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援

(1万円/10a)